

令和5年度岡山市ふるさと納税（岡山市まちづくり人づくり応援寄附金） お礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、岡山市への寄附促進及び地元特産品等のPR等のため、寄附者に岡山市の魅力をより一層アピールできるお礼品（返礼品）として、商品やサービスを提供する企業、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

2 募集の要件

協力事業者及びお礼品について、次の要件にすべて適合していることとします。

（1）協力事業者について

- （ア）各種法令規則等に従った営業活動等を行っていること。
- （イ）岡山市税を滞納していないこと。
- （ウ）代表者等が、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと。

（2）お礼品について

- （ア）岡山市の魅力をアピールできる特産品等（農産物、海産物、酒類、菓子類、工芸品、観光ツアー等）であること。
- （イ）品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは認める。）
- （ウ）説明文や写真データ等の情報が提供できるもの等であること。
- （エ）平成29年4月1日付け総税市第28号「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により総務大臣から通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
 - ①金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
 - ※使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む
 - ※ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む
 - ②資産性の高いもの（電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
 - ③価格が高額のもの
 - ④寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの
- （オ）平成31年4月1日付け総税市第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）（1）、（2）」や平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その基準に適合するお礼品とすること。

（地場産品基準の例）※以下のいずれかに該当すること。

- 1 岡山市内において生産されたものであること。※1
- 2 岡山市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 岡山市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する岡山市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 岡山市の広報の目的で生産された岡山市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から岡山市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 岡山市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が岡山市に相当程度関連性のあるものであること。

※1「桃、ぶどう、梨、岡山県産米、岡山県産牛肉（千屋牛及び備前牛を除く。）」については、岡山県内の各市町村で生産されたものも岡山市内で生産されたお礼品として扱います。（平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに該当）

（3）寄附金額とお礼品の価格等

お礼品の価格（税込、梱包代込）は、寄附金額の2割6分以内とします。寄附金額は10,000円以上とし、1,000円刻みとします。

配送料等お礼品に係る費用は全て岡山市が負担します。

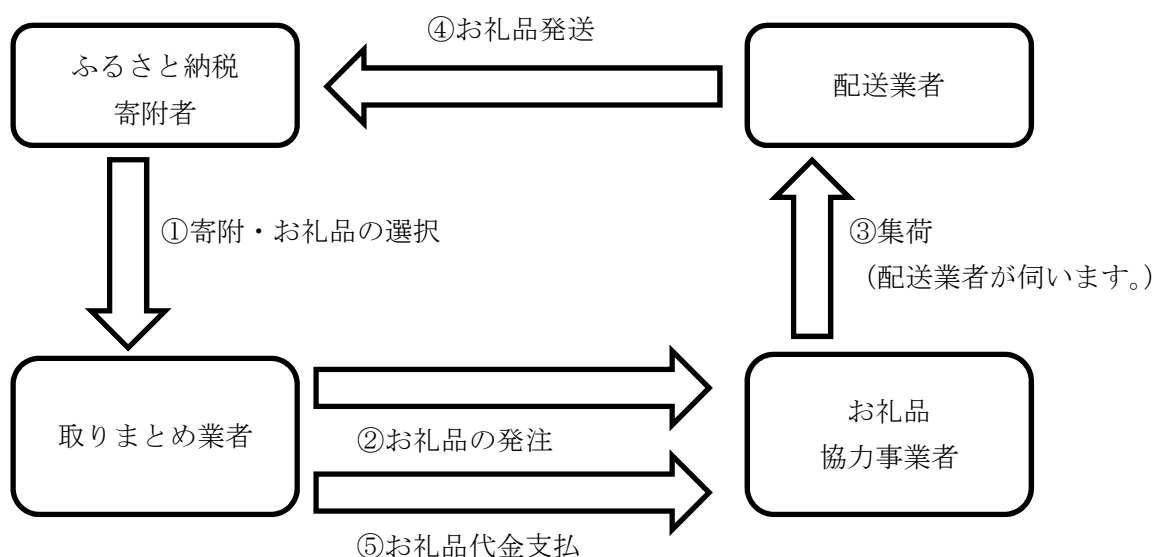
（お礼品の価格の例）

寄附金額	事業者からのお礼品調達価格 （税込、梱包代込）
10,000円	2,600円以内
13,000円	3,380円以内
15,000円	3,900円以内
25,000円	6,500円以内
40,000円	10,400円以内
100,000円	26,000円以内
200,000円	52,000円以内
上記以外（10,000円以上で 1,000円刻み）	寄附金額の2割6分以内

3 協力事業者のメリット

- (1) 岡山市の契約するふるさと納税のポータルサイトにお礼品の画像、商品名、協力事業者名等を掲載することにより、自社の取り組みを全国に広くPRすることができます。また、岡山市の作成するチラシ等で紹介される場合もあります。
- (2) お礼品発送時に、協力事業者のパンフレット等（お礼品の価格の記載がないもののみ可）の同封ができ、自社商品等のPRができます。

【事業のイメージ】



4 申込方法

岡山市財政局税務部税制課へ下記（１）の書類をご提出のうえ（２）のとおりご連絡ください。

(1) 誓約書

次の書類に必要事項を記入の上ご提出ください。（提出先は文末にあります。）

- ・誓約書（様式第1号）

(2) 以下の項目を記載し、Eメールでご連絡ください。

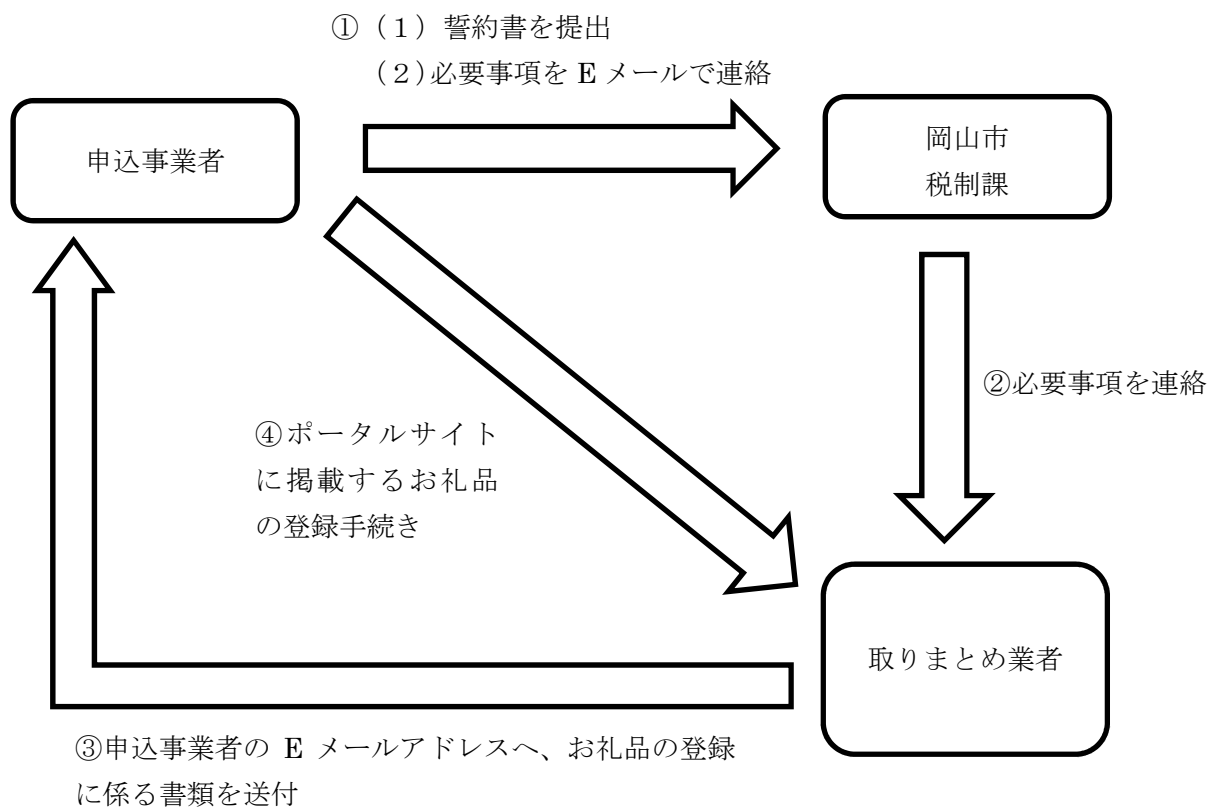
- ・送信先：zeisei@city.okayama.lg.jp
- ・メール件名：岡山市ふるさと納税お礼品協力事業者の申込について
- ・本文記載事項：①事業者名②部署名③担当者氏名④電話番号⑤メールアドレス⑥登録を希望するお礼品の概要等

※岡山市に連絡をいただいた後、記載いただいたメールアドレス宛てにふるさと納税取りまとめ業者（㈱さとふる、レッドハウスコーポレーション(株)）からお礼品の登録に係る書類を送付します。

※岡山市の契約するふるさと納税ポータルサイト（さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税）及びふるさとチョイス連携サイト（セゾンのふるさと納税、au PAY ふるさと納税、goo ふるさと納税、Tふるさ

と納税)に掲載します。
※岡山市が作成するカタログに掲載します。

【申込方法のイメージ】



5 個人情報の保護

お礼品協力事業者は、この事業を遂行するため、個人情報の取扱いについては、岡山市個人情報保護条例及び関係法令を遵守していただく必要があります。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

6 その他留意事項

- (1) お礼品協力事業者は、決定した商品等を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ業者の承認を得ること。
- (2) お礼品協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告すること。
また、品質等による補償やクレーム対応については、岡山市は一切責任を負いません。
- (3) 岡山市は、登録されたお礼品が、本要項2 (1) 及び (2) に定める要件に適合しなくなったと認めた場合や国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等に

よりお礼品としてふさわしくないと判断された場合には、その登録を中止することがあります。

(4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、岡山市との協議によるものとします。

【提出及び問合せ先】 岡山市財政局税務部税制課（岡山市役所分庁舎 3 階）

担当：結城、矢尾

住 所：〒700-8554 岡山市北区大供一丁目 2 - 3

E-mail：zeisei@city.okayama.lg.jp

Tel：086-803-1166

Fax：086-803-1748